

V 公平審査等業務

1 公平審査事案の処理

(1) 不利益処分についての審査請求の審査

ア 県関係

令和6年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

令和6年度中に取り扱った事案は、継続案件1件であった。

(2) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 県関係

令和6年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

令和6年度中に取り扱った事案はなかった。

(3) 苦情処理に関する事項

ア 県関係

令和6年度中に取り扱った苦情相談は16件であった。

イ 受託団体関係

令和6年度中に取り扱った苦情相談は5件であった。

	区 分	県 関 係	受託団体関係	合 計
件 数	前年度からの繰越し			
	新 規	16	5	21
	計	16	5	21
相 談 区 分	任 用	4	1	5
	ハラスメント	3	1	4
	服 務		1	1
	給 与	1		1
	休 暇	2		
	人 事 評 価			
	そ の 他	6	2	10
計	16	5	21	
処 理 状 況	制度説明及び助言	8	3	11
	当局への伝達	5	1	6
	あ っ せ ん			
	そ の 他	3	1	4
	計	16	5	21
	次年度に繰越			

※相談区分に1事案につき複数計上しているものがある場合は、件数及び処理状況の数値と一致しない。

※これらのほか、企業職員等(人事委員会が行う苦情相談を利用できない職員)から8件の相談が

あった。

- (4) 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づく公務災害補償に関する審査
令和6年度中に取り扱った事案はなかった。

2 職員団体等関係事務

(1) 職員団体の登録

ア 県関係

令和6年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得 申出の有無	事務所所在地	令和6年度変更内容 (変更登録年月日)
1	島根県高等学校教職員組合	S41. 9. 20	有	松江市母衣町55-2 島根県教育会館内	役員改選 (R6.4.8)
2	島根県職員労働組合	S41. 9. 20	有	松江市殿町1 島根県庁内	役員改選 (R6.10.17) 役員改選 (R7.3.18)
3	島根県教職員組合	S41. 9. 20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	
7	島根県教職員協議会	S55. 3. 26	無	出雲市大津町2214 出雲市立第一中学校内	役員改選 (R6.5.2)
8	島根教職員組合	H 2. 1. 26	有	松江市母衣町55-2 教育会館1F	役員改選 (R7.3.18)
9	島根県学校事務職員労働組合	H 2. 5. 21	無	松江市浜乃木二丁目8 番20号	役員改選 (R6.4.17)
56	島根県非常勤職員労働組合	R 2. 7. 21	無	松江市殿町1番地	規約改正・役員改選 (R6.6.25)

イ 受託団体関係

令和6年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	令和6年度変更内容 (変更登録年月日)
16	西ノ島町職員組合	S51. 5. 20	無	隠岐郡西ノ島町大字美田600-4 西ノ島町役場内	役員改選 (R6.5.15) 役員改選 (R6.11.26)
18	知夫村職員組合	S52. 10. 31	無	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内	役員改選 (R6.4.11)
31	邑智郡総合事務組合職員労働組合	H 7. 12. 20	無	邑智郡川本町大字川本332-15 邑智郡総合事務組合内	規約改正 (R6.7.22) 役員改選 (R7.2.25)
33	海士町職員組合	H 8. 7. 31	無	隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場内	
40	隠岐広域連合職員組合	H11. 11. 18	無	隠岐郡隠岐の島町城北町355 隠岐広域連合立隠岐病院内	
45	隠岐の島町職員組合	H17. 1. 7	無	隠岐郡隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場内	役員改選 (R6.11.26)
46	邑南町職員組合	H17. 2. 22	無	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場内	役員改選 (R6.4.25) 役員改選 (R7.2.5)
48	自治労飯南町職員組合	H17. 4. 11	無	飯石郡飯南町下赤名890 飯南町役場旧赤名庁舎内	役員改選 (R7.1.24)
49	川本町職員組合	H17. 9. 30	無	邑智郡川本町大字川本271-3 川本町役場内	役員改選 (R7.1.30)
51	自治労奥出雲町職員組合	H17. 12. 5	無	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎内	役員改選 (R7.1.6)
52	美郷町職員組合	H19. 3. 30	無	邑智郡美郷町粕淵168 美郷町役場内	

53	津和野町職員組合	H24. 7. 11	無	鹿足郡津和野町枕瀬218番地 18津和野町役場内	
54	吉賀町職員労働組合	H25. 9. 11	無	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場内	役員改選 (R7.2.12)
55	雲南市・飯南町事務組合職員組合	H27. 10. 2	無	雲南市加茂町三代1331-1 雲南市・飯南町事務組合雲南 エネルギーセンター内	役員改選 (R6.8.26)

(2) 職員団体等の規約の認証

令和6年度において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づく規約の認証の申請はなかった。

なお、令和6年度末における認証状況は次のとおりである。

団 体 名	認証年月日	事務所所在地
全日本自治団体労働組合島根県本部	S54. 11. 29	松江市中原町14

(3) 管理職員等の範囲の指定

ア 県関係

令和6年度中における管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第22号)の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R6. 9. 30	第16号	R6. 10. 1	・行政組織の改正等に伴う改正
R7. 3. 31	第15号	R7. 4. 1	・行政組織の改正等に伴う改正

イ 受託団体関係

令和6年度中における、島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第23号)の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R6. 5. 14	第12号	公布日	・行政組織の改正等に伴う改正
R6. 6. 7	第14号	公布日	・行政組織の改正等に伴う改正

3 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第1による号別区分

労働基準法、労働安全衛生法等を適用する場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規程により、労働基準法別表第1の第11号、第12号及びいずれの号にも区分されない事業に従事する職員については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行使することとされている。県の行う事業が労働基準法別表第1各号に掲げる事業のうちいずれかに該当するかについては、人事委員会が労働局（船舶については運輸局）と協議して決定している。

令和6年度末における号別区分は次のとおりである。

○事業所

号別区分	事業所名	監督機関
第1号	宍道湖流域下水道事務所	労働基準監督署
第3号	県土整備事務所(6) 県土整備事務所土木事業所(3) 県土整備事務所事業所(1) 浜田河川総合開発事務所 隠岐支庁県土整備局 浜田港湾振興センター	労働基準監督署
第4号	出雲空港管理事務所	労働基準監督署
第6号	林業課(緑化センター管理スタッフ)	労働基準監督署
第11号	水産技術センター附属漁業無線指導所	人事委員会
第12号	原子力環境センター 自治研修所 消防学校 美術館 芸術文化センター 保健環境科学研究所 農業技術センター 中山間地域研究センター 農林大学校 畜産課家畜病性鑑定室 病害虫防除所 畜産技術センター 水産技術センター 同内水面浅海部浅海科 同内水面科 産業技術センター 同浜田技術センター 東部高等技術校 西部高等技術校 埋蔵文化財調査センター 教育センター 同浜田教育センター 東部社会教育研修センター 西部社会教育研修センター 図書館 西部読書普及センター 青少年の家 少年自然の家 古代出雲歴史博物館 高等学校(35) 特別支援学校(12) 警察学校	人事委員会
第13号	松江市・島根県共同設置松江保健所 保健所(6) 隠岐保健所(島前地域危機管理担当・島前保健環境課) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 心と体の相談センター わかたけ学園 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎(8)	労働基準監督署
区分されない事業所	知事部局本庁 東京事務所 隠岐支庁(県土整備局、保健所を除く) 県民センター(2) 県民センター事務所(4) 公文書センター 女性相談センター 同西部分室 児童相談所(4) 農林水産振興センター(2) 農林水産振興センター事務所(4) 家畜保健衛生所(4) 大阪事務所 広島事務所 教育庁本庁 教育事務所(5) 警察本部 警察署(12) 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 島根海区漁業調整委員会事務局 隠岐海区漁業調整委員会事務局	人事委員会

○船 舶

号別区分	船名（総トン数、船員の労務管理をする事務所）	監督機関
第12号	島根丸（142.0トン、水産技術センター） やそしま（9.10トン、内水面浅海部浅海科） 神海丸（699.0トン、教育庁本庁（学校企画課）） あわしま（19.00トン、浜田水産高校） みこしま（19.00トン、隠岐水産高校）	人事委員会
区分されない事業所	せいふう（125.0トン、知事部局本庁（水産課）） うらかぜ（20.0トン、浦郷警察署）	人事委員会

【参考】労働基準法別表第1による事業

第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）

第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

第5号 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業

第6号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

第7号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

第8号 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

第9号 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業

第10号 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

第11号 郵便、信書便又は電気通信の事業

第12号 教育、研究又は調査の事業

第13号 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

第14号 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

第15号 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定に基づき検査を行っている。

令和6年度末におけるボイラー等の設置状況は次のとおりである。

○ボイラーの設置状況

なし

○第一種圧力容器の設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	内容積
隠岐水産高校	蒸煮器(円筒型)	第106号	3.0kg/cm ²	2.07 m ³
邇摩高校	蒸煮器(円筒型)	第76号	2.0kg/cm ²	0.56 m ³
農林大学校	蒸煮器(横置円筒型)	第86号	2.0kg/cm ²	0.64 m ³
出雲農林高校	蒸煮器(円筒型)	第72号	2.0kg/cm ²	0.58 m ³
出雲農林高校	蒸煮器(円筒型)	第105号	3.0kg/cm ²	0.64 m ³
松江農林高校	蒸煮器(角横型)	第102号	1.2kg/cm ²	1.65 m ³
松江農林高校	蒸煮器(円筒型)	第103号	3.0kg/cm ²	0.63 m ³
松江農林高校	蒸煮器(円筒型)	第104号	3.0kg/cm ²	0.135 m ³
浜田水産高校	殺菌器	第114号	0.50MPa	0.61 m ³
浜田水産高校	殺菌器	第115号	0.29MPa	0.28 m ³
益田翔陽高校	滅菌器(角型)	第98号	1.3kg/cm ²	1.548 m ³
矢上高校	蒸煮器(円筒型)	第101号	2.0kg/cm ²	0.24 m ³
産業技術センター	回転式蒸煮缶	第107号	0.098MPa	0.313 m ³
産業技術センター	高温調理殺菌装置	第108号	0.59MPa	0.246 m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第111号	2.45MPa	0.171 m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第112号	2.94MPa	0.015 m ³
産業技術センター 浜田技術センター	オートクレーブ	第116号	1.96MPa	0.104 m ³
計 11事業所	17基			

(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査(事業場調査)の実施状況

労働基準法及び労働安全衛生法に規定された職員の勤務条件等に係る基準の遵守状況、職員の勤務の実態等を調査することにより、その実態を把握し、労働関係法令の適正な履行を図るとともに、この調査の過程を通して、制度の趣旨や規制の内容、事業場の長としての責務などの周知を図り、事業場の主体的な取組を促進し、もって職員の勤務条件の改善及び職場の安全衛生の確保の推進を図ることを目的として平成 26 年度から、各事業場の実態調査を実施している。

令和6年度においては、人事委員会が労働基準監督権限の職権行使をする事業場のうち危険な業務又は有害な業務のある事業場の一部について実地調査を実施した。

○調査時期 令和6年11月から12月

○対象事業場 知事部局所管事業所 3事業所
教育委員会所管事業所 5事業所
警察所管事業所 1事業所

○調査事項 クレーンやボイラーの取扱等の危険な業務、有機溶剤や特定化学物質の取扱等の有害な業務について、法令に従い必要な措置を講じているか調査を実施。

4 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況

令和6年度中における状況は、次のとおりである。

○職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R7. 3. 21	第2号	R7. 4. 1	・子の看護休暇の取得事由を拡大(子の行事参加の場合等も取得可能)

○県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R7. 3. 21	第4号	R7. 4. 1	・子の看護休暇の取得事由を拡大(子の行事参加の場合等も取得可能)

○職員の勤務時間に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R7. 3. 21	第6号	R7. 4. 1	・時間外勤務免除の対象となる職員の範囲が小学校就学前の子を養育する職員に拡大されることに伴う関連条文の改正

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R7. 3. 21	第7号	R7. 4. 1	・不妊治療のための休暇、妻の出産に伴う休暇、育児参加のための休暇及び短期の介護休暇について、6月以上の継続勤務の取得要件を廃止 ・子の看護休暇の取得事由を拡大(子の行事参加の場合等も取得可能)、私傷病休暇を有給化